

小・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

＜中学校学習指導要領＞（小学校学習指導要領もほぼ同旨）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (7) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

＜中学校学習指導要領解説 総則編＞

第3章 第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

- (12) ～(省略)～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

特別支援学校学習指導要領等（平成21年3月告示）

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

学習指導要領について③ (学習指導要領の改訂について)

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要

(平成26年11月20日 中央教育審議会)

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
- 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善

2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、 既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

3. 学習指導要領等の理念を実現するための、 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
- 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例 (特別支援教育部分)

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。
その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

学習指導要領について④ 道徳教育に係る学習指導要領の一部改正(H27.3)

学校教育法施行規則、学習指導要領の一部改正(H27.3)

- 現行の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置付け
- 道徳科に検定教科書を導入
- 内容項目の改善
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

今後の予定

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能
当面は『私たちの道徳』などの教材を使用

平成27年度

春 道徳の評価の在り方についての専門家会議の立ち上げ

5～6月頃 学習指導要領解説の公表

(小学校、中学校総則編及び道徳編、特別支援学校小学部・中学部総則等編)

平成30年度 小学校・特別支援学校小学部 施行 (検定教科書も使用開始)

平成31年度 中学校・特別支援学校中学部 施行 (同)

教師用指導資料の作成

教員の指導力向上のため、教員養成や研修の充実等について検討

(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会等で検討)

政府教育再生実行会議における特別支援教育に関する提言

1. 第五次提言(「今後の学制等の在り方について」(平成26年7月3日))<抜粋>

2- (学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

2. 第六次提言(「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日))<抜粋>

2- (障害のある児童生徒に対する支援等)

- 国、地方公共団体は、多様性を認め合う社会の担い手育成の観点からも、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができる環境を整備し、教員の配置や特別支援教育支援員等の充実、交流や共同学習の充実などの取組を推進するとともに、全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えることを目指し、専門性・指導力の更なる向上を図る。
- 国、地方公共団体は、高等学校段階における特別支援教育の充実を図るため、発達障害等に関する教職員等の対応力向上のための研修、自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実などの支援体制の整備等を一層推進する。

政府教育再生実行会議における特別支援教育に関する提言

3. 第7次提言(「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(平成27年5月14日)〈抜粋〉

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新～求められる資質・能力を教育によっていかに培うか～

(4)特に優れた才能を有する人材の発掘・育成

○ 発達障害のある子供や不登校の子供に十分な学びの機会が確保され、自己肯定感を高められるようにすることが重要であり、通常の学級に在籍するこうした子供たちへの支援や周囲の子供たちの理解を促進するための教育のほか、国における就学義務や経済的支援の在り方などに関する検討の結果を踏まえて、フリースクール等における多様な学びを支援する。その中には、将来、大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を持つ者もあり、こうした子供たちの潜在的な才能を見出して伸ばす取組を支援する。

選挙権年齢等の年齢条項の見直しに係る対応について

○ 憲法改正国民投票法改正法の成立

- ・ 平成26年4月3日、8党合意(自民・公明・民主・維新・みんな・結い・生活・改革)
- ・ 平成26年4月8日、改正法案を改革除く7党で共同提出→平成26年6月13日成立(平成26年6月20日公布施行)



- ・ 国民投票権年齢は、改正法施行4年後に18歳以上とする。【法律事項】
- ・ 施行後速やかに、国民投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる。【法律事項】

○ 公職選挙法等改正法案の提出

- ・ 平成27年3月5日、6党(自民、公明、民主、維新、次世代、生活)などが、選挙権年齢を「満18歳以上」に引き下げる公職選挙法改正案を共同提出。

<施行期日の関係>

- ・ 公布日から1年後に施行。施行日以後初めての国政選挙の公示日以後に期日を公示又は告示される選挙から適用。(平成28年参議院通常選挙を念頭)

★現在の高校生に対する民主主義社会における参加意識を高めるための指導の充実が喫緊の課題



<文部科学省>

- ・ 総務省と連携し、本年の夏頃を目途に、模擬選挙などの実践例やワークシートなども盛り込んだ、政治や選挙等に関する副教材をすべての高校生に配布する予定

<高等学校>

- ・ 副教材を活用しながら、公民科、総合的な学習の時間や特別活動において、体験活動も含めた指導の充実

(仮に、平成28年参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳以上となった場合)

現在(平成27年度)に在籍する高校3年生は全員が、高校2年生は選挙時点で18歳になっている者については高校在学中に有権者となる。

長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査

1. 調査の目的

近年、医療の進歩による入院期間の短期化などにより、入院等をして治療を受ける児童生徒等を取り巻く環境は大きく変化している。

平成26年5月の児童福祉法一部改正に際しては、長期入院児童等に対する学習支援を含め、小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じることなどを求める附帯決議が付された。

今回の調査は、こうした状況を踏まえ、平成25年度中に病気やけがによって入院した児童生徒に対して行われた教育等の実態を把握するもの。

2. 調査対象期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3. 調査の対象

【学校】

全国の国公私立の小学校、中学校、中等教育学校、

高等学校、特別支援学校(小・中・高等部)

【教育委員会】

全都道府県及び市町村教育委員会

4. 主な調査事項

【学校】

○病気やけがによる入院により学籍に変更(転学等)があった児童生徒数

○入院に伴い一時転学等をしている児童生徒に対する学校の支援

○病気やけがにより長期にわたり入院した児童生徒数
○長期にわたり入院した児童生徒に対する学校の支援

【教育委員会】

○転学等が必要になった場合の支援

○長期にわたる入院が必要になった場合の支援

長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査

■ 病気やけがによる入院により転学等をした児童生徒

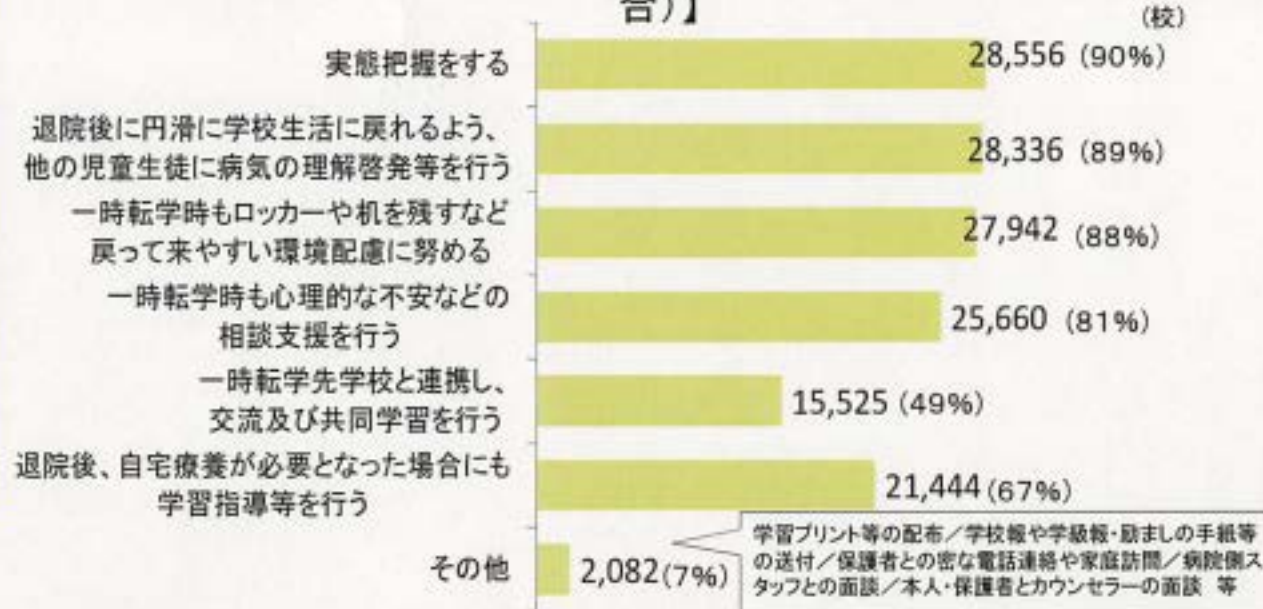
【実態】

- 平成25年度に約4,700人(延べ)。
- 小・中学校からの主な転学先は、県内の特別支援学校。一方、高等学校では、特別支援学校以外の学校か退学が多い。
- 小・中学校では約7割が復籍するが、うち約1割は再度転学等をしている。
- 在籍児童生徒が転学等をした小・中学校は約3,600校(全小・中学校の約1割)。

【支援の状況】

- 転学先の学校(在籍校)が教育を行うが、多くの前籍校において、復籍を見据えた病状等の実態把握や相談支援、退院後自宅療養中の学習指導などの取組を実施。

【一時転学等をしている児童生徒に対する学校の取組(小・中学校の場合)】



※割合は、平成25年5月1日時点の全小・中学校数に占める割合(出典:「学校基本統計」(文部科学省))

長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査

■ 病気やけがにより長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒

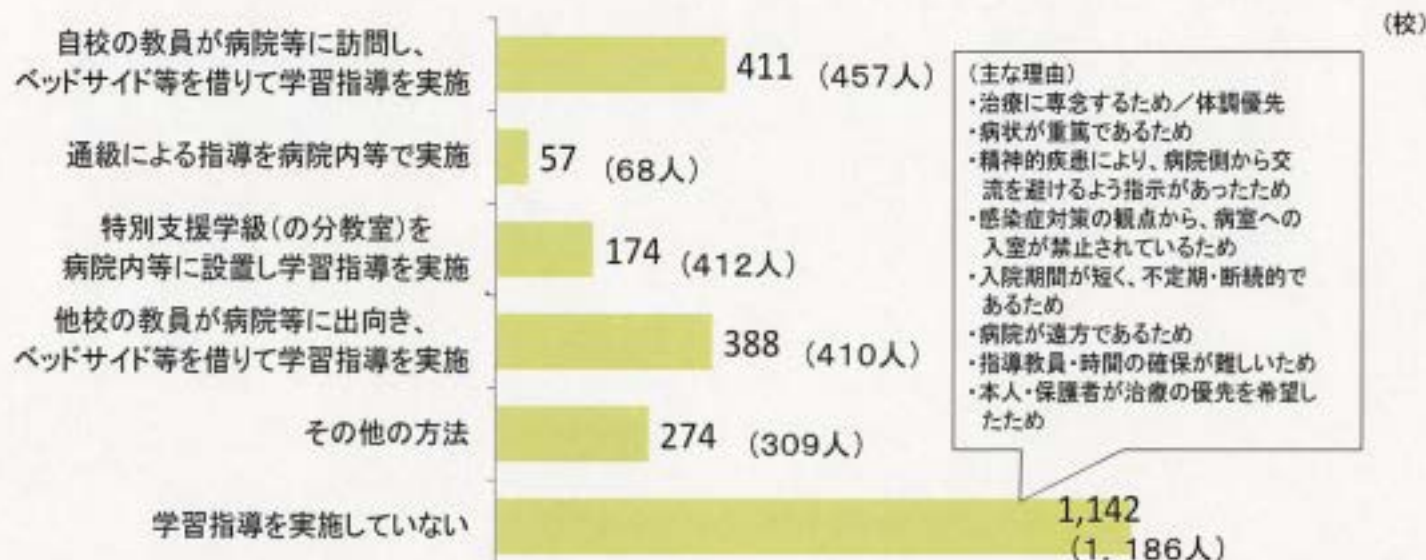
【実態】

- 平成25年度に 約6,300人（延べ）
- 在籍児童生徒が長期入院した 小・中学校は約2,400校（全小・中学校の1割弱）

【教育等の状況】

- 長期入院した児童生徒への学習指導は 自校の教員が病院を訪問する形式が多いが、実施回数は週一日以下、実施時間は一日75分未満が、それぞれ過半数を占める。
- 約4割に当たる2,520人には、在籍校による学習指導が行われていない。理由として、治療に専念するためや病院側からの指示・感染症対策のほか、指導教員・時間の確保が難しいこと、病院が遠方であること等が挙げられた。

【病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導（小・中学校の場合）】



※割合は、平成25年5月1日時点の全小・中学校数に占める割合(出典:「学校基本統計」(文部科学省))

病気療養児に対する教育の充実について(平成25年3月4日 特別支援教育課長 通知)

政府の第二期がん対策推進基本計画(平成24年6月)等に基づき、厚生労働省において、全国15か所の「小児がん拠点病院」の指定が行われるなど、診療機能の充実やより良い診療体制の整備のため、専門医療の集約化、ネットワーク化が進められつつある。

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について(平成6年初中局長通知)」により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知。

1. 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1) 病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないようにする。
- (2) 入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る。
- (3) 後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
- (4) 病弱者を対象とする特別支援学校は、小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。

※ 平成6年通知の内容：転学手続が完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、實際上教育を受けられるような配慮が望まれること。 など

2. 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

- (1) 当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- (2) 当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- (3) 退院後にも教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。

国立特別支援教育総合研究所のオンライン講義配信

国立特別支援教育総合研究所では、学校等における教職員を対象に、インターネットによる講義配信をしており、特別支援教育センター等での研修の他、学校内の研修でも利用することができます。

配信されている講義の一覧や詳しい視聴の方法については、国立特別支援教育総合研究所のHP (<http://www.nise.go.jp/>) を参照してください。

- ① 発達障害教育情報センターの研修講義 **事前登録不要** (どなたでも視聴できます)

発達障害のある子どもの基本的な理解と指導等の場面における対応について、学校や家庭等で自由に手軽に研修が行えるよう研修講義コンテンツを用意しています。

- ② インターネットによる講義配信 **事前登録必要**

教育センターや学校等における教職員を対象としています。

各障害等の基礎的な内容を体系的・計画的に整備した『基礎編』と、各障害等の基礎的な内容をさらに深化した『専門編』があります。

オンライン講義配信について 問合せ先
国立特別支援教育総合研究所 総務部研修情報課情報管理係
TEL : 046-839-6833 (直通)



(独)国立特別支援教育総合研究所のオンライン講義配信②

発達障害教育情報センター 研修講義一覧 (H27.3現在)

※各動画は10～20分で構成

概論

- (1) ちょっと気になるが出発点
- (2) 教室の中の気になる子どもたち

理解と支援

- (3) 注意を集中し続けることが難しい子
- (4) 音読が苦手な子
- (5) 書くことが苦手な子
- (6) 乱暴な言葉や態度を示す子
- (8) 授業中や座っているべきときに席を離れてしまう子
- (12) 状況に関係のない発言をする子どもの理解と支援
- (13) 幼児期の発達障害
- (14) 発達障害のある子どもへの指導・支援体制(1)
- (15) 発達障害のある子どもへの指導・支援体制(2)
- (16) 高機能自閉症等のある児童の国語科指導(1)～つまずきを予想する～
- (17) 高機能自閉症等のある児童の国語科指導(2)～基本的な対応について～
- (18) 発達障害のある子どもの家族への支援
- (19) 二次障害の理解と対応
- (20) やりとりの苦手な子どもへの支援
- (21) どの子ども伸びるユニバーサルデザインな授業・集団づくり(前編)
- (22) どの子ども伸びるユニバーサルデザインな授業・集団づくり(後編)
- (23) 発達障害のある児童生徒のための教材・支援機器の活用

保護者支援

- (7) 先生と保護者の関係づくり
- (11) 幼児を養育している保護者とのかわり

医学

- (9) 自閉症の医学
- (10) ADHDとは何か?

いつでも視聴可能
(事前登録不要!)



(独)国立特別支援教育総合研究所のオンライン講義配信③

特別支援教育研修講座 基礎編 研修講義一覧 (H27.3現在)

0. 特別支援教育の基礎理論	30分×6本	7. 言語障害教育論	30分×3本
0.1 特別支援教育とは		7.1 言語障害とその教育Ⅰ	
0.2 障害児の教育の歴史		7.2 言語障害とその教育Ⅱ	
0.3 特別支援教育の対象と教育課程		7.3 言語障害とその教育Ⅲ	
0.4 特別支援学校の教育		8. 情緒障害教育論	30分×3本
0.5 個別の指導計画と個別の教育支援計画		8.1 情緒障害教育について	
0.6 小・中学校における特別支援教育		8.2 自閉症等の発達障害のある児童生徒の理解と指導	
1. 視覚障害教育論	30分×3本	8.3 選択性かん黙等の心理的要因が関与する児童生徒の理解と指導	
1.1 視覚障害の特性と教育課程		9. LD・ADHD・高機能自閉症等教育論	30分×6本
1.2 視覚障害教育における教科等の指導と進路指導・職業教育		9.1 定義と判断基準	
1.3 視覚障害教育における自立活動の指導と情報機器の活用		9.2 学校における気づきと実態把握	
2. 聴覚障害教育論	30分×3本	9.3 特性の理解	
2.1 きこえの仕組みと検査・補聴機器		9.4 特性に応じた指導	
2.2 聴覚障害児のコミュニケーション		9.5 個別の指導計画の作成	
2.3 聴覚障害児への教育的支援		9.6 小・中学校における校内支援体制	
3. 知的障害教育論	30分×3本	10. 障害児の生理と病理	30分×2本
3.1 知的障害の理解と教育的対応の基本		10.1 発生期、胎生期及び周産期における障害	
3.2 知的障害教育における教育課程の編成		10.2 中枢神経系における障害	
3.3 各教科等における指導の工夫		11. 諸検査の基礎	30分×4本
4. 肢体不自由教育論	30分×3本	11.1 主な検査の種類と方法及び留意事項ー発達検査法と知能検査法ー	
4.1 肢体不自由の特性と教育課程		11.2 検査の意義とアセスメントーアセスメントの目的と意義ー	
4.2 肢体不自由教育の実際その1		11.3 視覚検査法	
4.3 肢体不自由教育の実際その2		11.4 聴覚検査法	
5. 病弱・身体虚弱教育論	30分×3本		
5.1 病弱・身体虚弱教育の特性と教育課程			
5.2 病弱・身体虚弱教育における指導の実際その1			
5.3 病弱・身体虚弱教育における指導の実際その2			
6. 重複障害教育論	30分×6本		
6.1 重複障害の概念と教育課程			
6.2 医療的ケアを必要とする子どもへの対応			
6.3 訪問教育における指導			
6.4 重複障害のある児童生徒の実態把握と指導の基本的観点			
6.5 重複障害のある子どものコミュニケーション			
6.6 重複障害および盲ろうの子どもへの指導			

視聴するには事前登録が必要!

(登録は特総研HPにアクセス)



(独)国立特別支援教育総合研究所のオンライン講義配信④

特別支援教育研修講座 専門編 研修講義一覧 (H27.3現在)

総合的・横断的内容

合理的配慮と基礎的環境整備	40分
障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援	42分
特別支援学校の地域におけるセンター的機能	29分
インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修	27分
インクルーシブ教育システムの構築	30分
「個別の指導計画」の作成と活用	19分
医学的理解-行動上の問題・てんかん-	28分
交流及び共同学習の意義と課題	22分
教育と福祉・医療との連携	25分
特別支援教育におけるカウンセリング技法	16分
特別支援教育におけるICTの活用	16分
特別支援教育コーディネーター	30分
特別支援教育におけるICFの活用	16分

視覚障害教育

弱視用視覚補助具概論	33分
弱視学級における指導と学習支援	33分
視覚障害児の認知と指導	35分
国語の指導	24分
視覚に障害のある子どもにおける触覚活用	20分

聴覚障害教育

聴覚障害児の自己理解と教育	32分
特別支援学校(聴覚障害)における進路指導・職業教育	25分
聴覚機能の理解と指導	18分
手話の活用	32分
聴覚障害幼児の療育と指導	29分
聴覚障害教育概論	37分

知的障害教育

知的障害教育の教育課程の歴史	33分
知的障害教育における領域・教科を合わせた指導	23分
知的障害教育における自立活動の指導	40分
障害のある児童生徒のキャリア教育	30分

肢体不自由教育

肢体不自由教育の歴史	22分
肢体不自由教育におけるICFの活用	18分
自立活動の指導-指導計画の作成-	28分
肢体不自由のある子どもへのAAC	15分
肢体不自由の児童生徒と教育課程	29分

病弱・身体虚弱教育

慢性疾患の理解	25分
病弱教育の歴史	17分
関係性の障害とその対応	21分
子どもの体の発達と課題	31分

言語障害教育

ことばの遅れをめぐって	26分
言語障害教育の現状と課題	27分
口唇口蓋裂の医療	17分
吃音の理解と対応	39分
構音障害の理解と指導	38分

自閉症・情緒障害教育

自閉症のある子どものためのソーシャルスキル指導	18分
通常の学級における自閉症スペクトラム障害(ASD)のある児童生徒の指導の対応	17分
高機能自閉症・アスペルガー症候群の理解と対応	22分
自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の在り方	29分
自閉症のある児童生徒の家族支援	24分
自閉症のある児童生徒の自立活動の指導	25分
情緒障害のある児童生徒の指導と対応	17分

発達障害教育

発達障害のある子どもの通級による指導	38分
発達障害のある子どもの通常の学級における支援	18分
アセスメントの目的と活用	43分
LDのある子どもの理解と対応	23分
幼児期の発達障害	33分
発達障害のある子どもの思春期(前半)	28分
発達障害のある子どもの思春期(後半)	20分
ADHDのある子どもの理解と対応	29分

重度・重複障害教育

重度・重複障害者の卒後の支援	31分
特別支援教育における重複障害教育の現状と課題	32分
重複障害のある子どもとのコミュニケーションを支える環境づくり	26分

視聴するには事前登録が必要!

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

<http://icedd.nise.go.jp>

メールマガジン

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN